

27 建企第 637 号
平成 28 年 3 月 29 日

(一社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(一社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(一社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(一社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
(一社) 長 崎 県 の り 面 協 会
(一社) 長 崎 県 空 調 衛 生 設 備 業 協 会
(一社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会
長 崎 県 建 設 工 業 協 同 組 合
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 県 電 気 設 備 協 同 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 協 同 組 合 連 合 会
長 崎 県 漁 場 整 備 開 発 協 会
長 崎 県 造 船 協 同 組 合

様

長崎県土木部長



地域建設業経営強化融資制度の延長及び運用の一部改正について

このことについて、平成 28 年 3 月 8 日付け国土建第 463 号及び国土建整第 94 号により国土交通省土地・建設産業局長から標記制度の延長の通知がありましたので別添のとおり通知します。

また、本制度が 5 年間延長されることに伴い「地域建設業経営強化融資制度の運用について」を下記のとおり一部改正しましたので通知します。

記

「地域建設業経営強化融資制度の運用について」(平成 20 年 12 月 25 日付け 20 建企第 629 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「取扱」を「取扱い」に改める。

附則中「平成 28 年」を「平成 33 年」に改める。